

提出を要する法令関係（左京警察）

チェック	法令名	提出期限	担当課	備考
☐	都市計画法施行規則第60条（開発行為非該当確認）	計画通知前	京都市都市計画局都市景観部開発指導課 TEL:075-222-3558	「警察署」が都市計画法第29条三号の規定（公益上必要な建築物）に該当するかの確認が必要。 該当すれば、開発許可は不要。
☐	中高層条例 （京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例による届出）	・計画通知前 ・標識設置から27日後に中高層条例届出済印押印 ・説明状況報告書の提出から20日経過後に中高層条例届出済印押印	都市計画局建築指導部建築指導課 TEL：075-222-3620	10mを超える建築物で第1種住居地域のため必要。 近隣住民説明が必要（敷地境界から15m以内の土地所有者、又は建築物の外壁から建築物の高さに相当する距離の範囲内にある土地の所有者）
☐	京都市地球温暖化対策条例による緑化計画書の提出	計画通知の30日前	都市計画局建築審査課 TEL：075-222-3616	
☐	景観地区（美観地区・美観形成地区）内における認定→近景デザイン、遠景デザイン保全区域にも該当	計画通知前	都市計画局景観政策課 TEL：075-222-3397	
☐	京都市風致地区条例による許可	計画通知前	都市計画局風致保全課 TEL：075-222-3475	許可は不要だが、協議は必要
☐	大気、騒音、振動及び水質に係る公害関係法令等に関する協議	計画通知前	環境政策局北部環境共生センター TEL：075-701-9800	左京区総合庁舎
☐	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条及び25条による届出（事業用途の床面積が1,000㎡以上対象）	計画通知前	環境政策局北部環境共生センター TEL：075-701-9800	左京区総合庁舎
☐	京都市地球温暖化対策条例による特定建築物に係る届出（建築物排出量削減計画書、地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届出書、建築物環境配慮性能表示届）	工事着手21日以上前	都市計画局建築審査課 TEL：075-222-3616	
☐	建設リサイクル法による届出	工事に着手する7日前まで	都市計画局建築指導部建築安全推進課 TEL：075-222-3613	
☐	計画通知			
☐	構造適合性判定			
☐	建築物エネルギー消費性能適合性判定			

・京都市まちづくり条例に基づく開発構想届については、建物用途的に集客施設に該当しないため、提出不要。（確認済）